

令和 8 年度 上水工 第 6 号
具同新水源施設整備工事
(制御ケーブル)

特記仕様書

令和 8 年 7 月

四万十市上下水道課

第 1 章	総 則	1
1.	適用範囲	1
2.	法令・条例等の遵守	1
3.	準拠規格	1
4.	疑義及び不明点	1
5.	承認申請図	1
6.	完成図書	1
7.	施工中検査及び工程写真撮影	2
8.	工事立会	2
9.	工事現場管理	2
10.	工事検査	2
11.	後片付け	2
12.	施工工事	2
13.	軽微な変更	2
14.	仮設物	3
15.	保証	3
16.	電柱使用手続	3
第 2 章	工事仕様	4
第 1 節	共通事項	4
第 2 節	工事範囲	5
第 3 章	試験及び検査	6
1.	一般事項	6
2.	試験及び検査	6

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は、令和 8 年度上水工第 6 号 具同新水源施設整備工事（制御ケーブル）における制御ケーブル布設に適用する。

2. 法令・条例等の遵守

本工事の施工に際し、関連法令・条例等はこれを厳守し、届出・手続き等は請負人が代行すると共に、連絡を密とし工期を遵守する。

ただし、これらに要する費用は請負人負担とする。

3. 準拠規格

本工事にて準拠すべき規格並びに工事基準は、特に記載のない事項は下記による。

- （１）電気設備技術基準
- （２）J I S （日本工業規格）
- （３）J E C （電気規格調査会標準規格）
- （４）J E M （日本電機工業会標準規格）
- （５）J C S （日本電線工業会標準規格）
- （６）J I L （日本照明器具工業会規格）
- （７）電力会社内線規定
- （８）その他関係諸法規

4. 疑義及び不明点

工事施工及び製作上において仕様書／設計図等に疑義または不明点が生じた場合は、本市係員（以下、監督員と称す）の解釈が優先するものとする。

また、本仕様書及び設計図に明示されていない事項でも、本工事に必要な設備は請負者の負担において施工するものとする。

5. 承認申請図

請負者は機器製作及び工事の施工前には必ず承認申請図を提出し、監督員の承認を得ること。

また、承認を得るまで機器製作及び工事施工に着手してはならない。

6. 完成図書

請負者は工事完了後、すみやかに完成図書を提出しなければならない。

完成図書は下記を包含する。

- （１）完成図面
- （２）各種計算書
- （３）検査成績表
- （４）取扱説明書等

7. 施工中検査及び工程写真撮影

- (1) 監督員が工事の施工状況の検査または工事材料の試験若しくは検査を指示した場合は、監督員の検査を受けなければ次の工程に移行してはならない。
- (2) 請負者は監督員の指示に従い、竣工後外部から明視できなくなる箇所あるいは重要と認められる工事に際し、施工状況を撮影し、工事写真帳に整理し監督員が随時点検できるよう常備すること。
また、本工程写真は工事完了届に添えて提出しなければならない。

8. 工事立会

水中・地下等に埋没（埋設）する工事、その他竣工後明視できなくなる箇所を施工するとき、または材料の調合をする工種を施工する場合は、監督員の確認のもと施工するものとする。

9. 工事現場管理

- (1) 請負者は、工事現場が隣接し、または同一場所において施工する別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないよう処置しなければならない。
- (2) 請負者は、工事現場内の労働安全に留意し、風紀及び衛生の取締り並びに火災盗難その他事故防止について責任をもって十分な注意を払わなければならない。
- (3) 工事によって他の既設工作物に損傷を与えた場合は、請負者の負担で修理しなければならない。

10. 工事検査

請負者は、工事が完成したときは、請負者立会のうえ、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を受けなければならない。

11. 後片付け

工事の後片付け、清掃、仮設物の撤去等は監督員の指示により、すみやかに実施し、遅くとも工事期間内に完了しなければならない。

12. 施工工事

- (1) 工事は、設計図書及び本仕様書の規定に従いかつ、関係法規等の定めるところにより優秀な技術をもって責任施工しなければならない。
- (2) 工事は、仕様書・契約書及び設計図書によるほか監督員の指示に従い施工しなければならない。

13. 軽微な変更

工事の取り合いの関係等で軽微な変更を行う必要を生じた場合は、請負者は監督員の承認を受け、請負者の負担において変更施工できるものとする。

14. 仮設物

請負者詰所、工作小屋、材料置場、便所等の仮設物を設ける場合は、位置その他について、監督員の承認を受けなければならない。

15. 保証

請負者は、引渡し後2ケ年以内に本工事の施工等が原因と考えられる不具合が生じた場合は、当該不具合に係るすべての設備施工者間での協議をもってこれを補修しなければならない。

16. 電柱使用手続

- (1) 請負者は、既設電柱（四国電力送配電株式会社、NTT西日本その他施設管理者）を使用する場合は、施工に先立ち施設管理者と協議を行い、必要な共架申請、添架申請その他所定の手続きを行うものとする。
- (2) 請負者は、共架承認を受けるために必要となる申請書、設計図、位置図、電柱番号一覧、工事仕様書その他関係書類は受注者が作成し、監督員の確認を受けた上で施設管理者へ提出するものとする。
- (3) 共架承認条件及び施設管理者の施工基準を遵守し施工すること。
- (4) 工事完了後は、施設管理者へ所定の完了届その他必要書類を提出し、その写しを監督員へ提出すること。

第 2 章 工事仕様

第 1 節 共通事項

1. 工事種目、配線方法、機器の配置その他は設計図による。
2. 保安装置
特に記載がなくても、最小電線を保護するのに十分な電流容量及び電路中、これを設置する箇所における必要な遮断容量をもつ保安装置を設ける。
3. ケーブル仕様
 - (1) 本工事における電線及びケーブルは下記による。
 - 1) 600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル
(6.6kV EM-CET, 600V EM-CE)
 - 2) 制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル
(EM-CEE)
 - 3) 制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(遮蔽付)
(EM-CEE-S)
 - 4) 600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)
 - 5) その他、使用機器により特に要求するケーブル
 - (2) 電線サイズ
機器の負荷容量が変わった場合、内線規定の電圧降下及び電線の太さの規定にて計算し、監督員の承認後ケーブルサイズの変更を行う。
 - (3) 電線の接続
芯線相互の接続は、原則として圧着・圧縮端子、スリーブなどの接続金具を使用する。
 - (4) 電線と器具端子との接続
 - 1) 接続は、十分締め付け、ゆるむおそれのある場合は二重ナットまたはスリングワッシャを使用する。
 - 2) 器具端子が押しネジ形またはこれに類する構造でない場合の電線には圧着端子または鋼管端子を取付ける。
 - (5) 電線管の布設
 - 1) 管路の埋込または貫通は、監督員の指示に従い、建造物及び強度に支障のないように行う。
 - 2) 管を造営材に取付けるには、取付ける間隔は2 m以内とする。ただし、管端、管相互の接続点及び管とボックスとの接続点では、接続点に近い点で管を固定する。
 - 3) 配管の一区間が10 mを超える場合または技術上必要とする箇所にはプルボックスを設ける。
 - (6) 管路の接続
 - 1) 管相互の接続は、カップリングまたはネジ無しカップリングを使用し、ねじ込み、突き合わせ及び締め付けは十分に行う。
管とボックスの接続がねじ込みによらないものは、内外面にロックナットを使用して接続する。
 - (7) 接地を施す配管には、管とボックスとの間にボンディングを行う。
 - (8) 監督員が必要と認めた露出配管には、監督員の指示する塗装を施す。

第 2 節 工事範囲

1. 具同水源地構内柱から既設電柱49までの架空および地中埋設電線路工事
2. 四国電力送配電株式会社、NTT西日本その他施設管理者が管理する電柱への共架に係る申請、協議及び必要な手続き
3. 施設管理者との作業立会の工程調整
4. 各種試験、測定、出来形管理及び品質管理
5. 完成図書、工事写真、試験成績書その他監督員が指示する書類の作成及び提出
6. その他必要な工事

第 3 章 試験及び検査

1. 一般事項

機器及び材料の製作完了後、現場において監督員立会の上、試験及び検査を行う。

また、必要なものについては、所轄官庁の試験及び検査を受けなければならない。

検査は、本仕様書及び設計図書の承認図に基づくほか、J I S 試験等のあるものはそれに準拠する。

2. 試験及び検査

(1) 試験及び検査

- 1) 導通試験
- 2) 架線状態検査及び接続部検査
- 3) その他、監督員の必要と認めた試験

令和8年度 具同新水源施設整備関連工事 実施計画工程表

種 別		月 日	内 容	令和8年9月		10月		11月		12月		令和9年1月		2月		3月		4月		備 考	
				10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		
電 気 計 装 設 備 他	電気設備		濁度計 N=1台、残留塩素濃度計 N=1台、水位計 N=2台、電磁流量計 N=1台		準備				機器製作						据付・調整		総合試験	転・片付			
	遠方監視システム		計装盤改良 N=1式、中央監視装置改良 N=1式、動力盤改良 N=1式、テレメータ装置 N=1組、多重伝送装置 N=1組		準備				機器製作						据付・調整		総合試験	転・片付			
	摘 要			9/8 着工														3/6 完成			
機 械 設 備 他	水源地廻り配管工		GX形DCIP布設 φ200mm L=4.7m 鋼管布設 φ75mm L=11.8m		準備											配管工		片付			
	1号・2号取水ポンプ設置工		水中ポンプ設置 φ150 N=2台		準備				機器製作							据付・調整		総合試験	転・片付		
	エアチャンバー設置工		エアチャンバー設置 (3.0m3) N=1台		準備				機器製作							据付・調整		総合試験	転・片付		
	舗装工		コンクリート舗装 (t=10cm) V=50m3		準備											舗装工		片付			
	防護柵工		片開き引戸 (H=1800、W=7000) N=1基		準備											防護柵工		片付			
	摘 要			9/8 着工															3/6 完成		
制 御 ケ ー ブ ル	制御ケーブル架線工		CEE-S-SSD 1.25sq-12C L=1914.0m CEE-S 1.25sq-12C L=78.1m		準備				材料製作						架線(布設)		試験・調査・片付				
	摘 要			9/19 着工															3/6 完成		
送 水 管	送水管布設替工		GX.DIP布設 φ300mm L=230m						準備							配管工		片付			
	制御ケーブル布設工		CEE-S 1.25sq-12C L=230m						準備							布設工		片付			
	摘 要								11/14 着工											3/25 完成	
特記事項				令和9年4月1日付けにて 具同新水源供用開始(予定)																	